

▶被扶養者になれる収入の限度額◀

被扶養者になることができる者は、「国内に住所を有する」「被保険者本人から見て3親等内の親族」で、「収入が基準額以下」であり、被保険者によって生計が維持されていることが証明できる人です。基準を満たしているかを確認するために事実を証明する書類を提出いただき、当組合で審査します。

なお、健康保険の被扶養者の基準は、税法上の扶養親族や会社の扶養手当の基準とはまったく異なりますので、ご注意ください。

※ 75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人には、後期高齢者医療制度に被保険者として加入するため、要件を満たしていても被扶養者にはなれません。

日本国内に住所がある	被扶養者の年齢など	年間収入	月額収入
3親等内の親族	19歳以上23歳未満の場合 (被保険者の配偶者を除く)	150万円未満	125,000円未満
	60歳未満の場合 (上記を除く)	130万円未満	108,334円未満
収入が基準額以下	60歳以上・障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満

▶被保険者との世帯関係・送金額(仕送り)

被保険者と被扶養者が 同居	被扶養者の年収が 被保険者の年収の1/2未満
被保険者と被扶養者が 別居	被保険者からの 送金額が被扶養者の収入以上

社会保険の加入対象の拡大が行われています

【対象者】(現在の条件)

- 企業規模*従業員51人以上
 - 週20時間以上勤務
 - 月収8.8万円以上(3年以内)
 - 雇用期間見込みが2カ月超
 - 学生は原則対象外(夜間・

被扶養者がパート先の人手不足等で労働時間が増加し、一時的に収入が基準額を超えた場合

パート・アルバイト先の事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者でいることができる制度があります。詳しくは当組合にお問い合わせください。

*勤務先の被保険者になる場合は、被扶養者から削除する手續が必要です。

収入の範囲と年収の基本的な考え方

区分	収入の範囲	年収の算出方法
アルバイト・パート	給与の総額(交通費・賞与含む)	直近の給与明細(3~6カ月)から年収算出
年金収入	公的年金、企業年金、恩給(控除前)	年金額改定通知書等の記載額をもとに算出
公的保険給付	失業給付、育児休業給付金、傷病手当金、出産手当金 等	失業給付：日額×360日 育児給付：給付金×6回 傷病・出産手当：支給額および支給期間を参考に年収算出
自営業・その他	自家営業、不動産収入、利子収入、配当収入、株式譲渡益 等	直近の所得税確定申告書(税務署提出分控え一式)を参考に算出

健保險

健康保険 いろは

被扶養者認定

扶養している ご家族 に
変更 はありませんか？



就職などで他の健康保険の被保険者になったご家族はいませんか？

被扶養者の人が就職などで、他の健康保険の被保険者や共済組合の組合員になった場合は、**扶養から外す手続きが必要**です。他の健康保険に加入した日が、被扶養者の資格喪失日となります。



- その他にも、こんなときは扶養から外れよ⁹
 - パートやアルバイト先で健康保険の被保険者になった
 - 75歳になった（後期高齢者医療の被保険者になった）
 - 年収が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）以上見込まれる
 - 年収が被保険者の半分以上になった
 - 年収が被保険者からの仕送り額を超えた
 - 結婚して他の被保険者の被扶養者になった
 - 離婚した
 - 亡くなった
 - 同居が扶養の要件の人が別居した
 - 日本国内に住所を有しなくなった（海外留学など例外あり）

手続きを
お忘れなく!

ご家族が被扶養者の認定条件をクリアしているか**チェック**してみましょう

※短時間労働者として勤め先の被保険者となつた方は、収入が範囲内であつても当組合の被扶養者として加入できません。

